

事業者殿

一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部

フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育（全課程） 開催のご案内

労働安全衛生法では、事業者は「高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」（労働安全衛生規則第36条第41号）に従事する労働者に対して安全に関する特別の教育を行わなければならないことが義務づけられています。

そこで、労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生規則第36条に基づき、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、当該業務に従事される方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

記

- 開催日時 令和1年9月26日（木）8:50～16:20
- 開催場所 山口県立西部高等産業技術学校
- 教育時間割

時間	講習科目	時間数
8:40～8:50	オリエンテーション	
8:50～9:50	作業に関する知識	1時間
10:00～11:00 11:10～12:10	墜落制止用器具（フルハーネス型に限る）に関する知識	2時間
12:50～13:50	労働災害防止に関する知識	1時間
14:00～14:30	関係法令	0.5時間
14:50～16:20	墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間

- 受講料 会員 7,560円（税込み） 非会員 9,720円（税込み）
- テキスト代 「フルハーネス型墜落制止用器具の知識」第2版 定価 972円（税込み）
- 受講定員 40名/日（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。）
- 申込期間 令和元年8月19日（月）受付時間8:30～12:00、13:00～16:30、土日祝は除く。
- 申込方法 別紙申込書（受講票）に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。
※受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。
- 申込先 一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部
住所 下関市大和町1-13-7海町ビル2階、TEL 083-267-1313
- 注意事項 (1)受講者は受講票・テキスト・筆記用具等を持参願います。
(2)実技教育がありますので、墜落制止用器具（フルハーネス型）、ヘルメットをご持参ください。
※フルハーネス型安全帯は、旧構造規格適合品も可（安全帯の規格、墜落制止用器具の規格）
(3)開講15分前までに受付を終了し、講習係員の指示に従ってください。
(4)本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻・早退等があった場合には、修了証を交付できません。

